

幼児教育・保育の無償化について（お知らせ）

いなべ市 保育課

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などにより、令和元年 10 月から、通所施設や年齢等の条件を満たした子どもの利用料が無償化となります。（ただし、通園送迎費、食材料費、行事費等は、これまで通り保護者の負担になります。）

1. 対象者・利用料

3 歳～5 歳児の子どもについて利用料が無償化（月額 37,000 円まで）となります。無償化には施設等利用給付認定が必要となりますので、別紙の利用案内をご確認いただき、申請してください。

2. 主な注意点

- ・通園送迎費、食材料費、行事費などはこれまで通り保護者の負担となります。
- ・認定を受けられるのは、就労等で「保育の必要性」が認められる場合です。
- ・利用料は、一旦保護者にて園へお支払いいただきます。園が発行する領収書を添えて、市へ請求いただいた後、市から保護者へお支払いします（償還払い）。お支払いは、年 4 回（4～6 月、7～9 月、10～12 月、1～3 月分）を予定しています。

3. 提出書類

- （1）子育てのための施設等給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号）
- （2）個人番号（マイナンバー）の本人確認書類
- （3）家族の状況申告書、保育を必要とすることを証明する書類（例：就業証明書）
- （4）保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

4. 提出先・期限

必要書類を確認のうえ、いなべ市役所保育課へ提出してください。

提出期限：9 月 13 日（金曜日）

その他ご不明なこと等がございましたら、下記までお問い合わせください。

問い合わせ先

いなべ市役所 保育課

電話：0594-86-7823